

平成30年 第4回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成30年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成30年12月10日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	参事	森本陽子
--------	------	----	------

説明のため出席した者

副町長	鈴木典秀	総務部長	山本昭彦
(総務課)			
課長	荒木秀一	課長補佐	小川貴弘
係長	関口直人	主事	市川雄也

健康保険部長 中山庄治

(介護保険課)

課長	辻田正行	参事	中村宰子
係長	濱崎美雪		

本日の委員会に付した案件

- 議案第 65号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 67号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 68号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

開 会 9時31分

散 会 14時16分

**○委員長（岩永政則委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

平成30年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。  
山本総務部長。

**○総務部長（山本昭彦君）**

皆さんおはようございます。総務部所管では補正も含めまして6議案お願いしております。説明を総務課長の方よりさせますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木総務課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

皆様おはようございます。それでは、ただいま一括議題となりました議案につきまして提案理由を御説明いたします。まず初めに議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。本議案は、介護保険に係る地域ケアシステムの構築に向け、地域における生活支援、介護予防の基盤整備に向けた取組や地域における支え合いの体制づくりを推進するために、附属機関として支え合い「ながよ」推進協議体を新たに追加するものでございます。委員の構成は20人以内、任期は2年としております。また附則といたしまして、公布の日から施行することとしております。それから資料といたしまして、支え合い「ながよ」推進協議体規則案を提出いたしておりますので御参照願います。続きまして議案第66号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。本議案は、議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例に規定する、支え合い「ながよ」推進協議体の委員の報酬及び費用弁償を新たに追加するもので、別表、町長の部に支え合い「ながよ」推進協議体の委員長及び委員の日額の報酬を追加するものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行することといたしております。以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

辻田介護保険課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

おはようございます。先程お配りしました、支え合い「ながよ」推進協議体規則案という資料を提出させていただきましたが、その内容について一部誤りがございましたので、この場を借りて訂正をさせていただきたいと思っております。支え合い「ながよ」協議体

の目的というところで第2条という部分と、その下の所掌事務ということで第2条ということで、2条が重複しておりますので、所掌事務というところを第3条ということで、以下、条をそれぞれずらしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。一括をして質疑を受けたいと思います。ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

この協議体が20人以内ということで、この規則案によりますと4条の20人以内で1号から7号までそれぞれあるんですけども、こちらの方が大体どのくらいを予定しているのか、見込んでいたらというか、決まっていたら教えていただければと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

辻田介護保険課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

今回の協議体につきましては、住民主体という部分がキーワードになっております。この分を含めて本会議でも御説明いたしました、地域支え合いセミナーというのを今年の1月から3月まで3回開催しております。その中でコアメンバーということで、地域づくり、地域で支え合いについて推進したいという方が12名いらっしゃいます。その12名の方で協議体の設置に向けての懇話会を開催しております、現在12名で委員当初を考えております。また国の指導といたしまして、最初の段階ではキーになる人を含めて協議していくうちに最大20名までということで、徐々に増やしていくという形で今回は進ませていただきたいと思いますと考えております。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

一応この規則案としては、生活支援コーディネーターとか関係機関等を代表する者とかいうふうに決められているわけですね、ある程度。その12人の内訳というのが分かれば知りたいのと、それと有資格者というのが要るのか、介護関係の資格が要るとか、そういうものの条件があるのかということをお聞かせいただければと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

辻田課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

今回、委員の選任におきまして有資格者という特に限定がございません。その中で、この規則の4条の組織というところになるんですけども、地域支援コーディネーターにつきましては県の研修会等ございまして、この研修を受けた者ということで、現在、昨年4月から包括支援センター内に地域包括ケアコーディネーターということで任命をし

ておりますので、その方を1名ということで考えております。あと残りの委員につきましては、関係機関の代表するものとしたしましては民生児童委員、もしくは老人会の代表者の方、3号につきましてはボランティアということでサロンの代表者、もしくは居宅支援の事業サービスをしてる方ということで考えております。5号の住民代表者につきましては各地域のコミュニティの代表者ということで、今現在、コアメンバーにつきましては地域の代表者ということで12名おりますので、その方を中心とにかく地域の課題とかそういった部分をまずは協議したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

条文の改正案の中に地域におけるという言葉がいくつか出てきますし、また、御提出していただいた規則案の中にも地域ニーズとか地域という言葉が何か所も出てくるんですが、この地域というのは、長与町内のいくつかの地域をもう既に想定されているのか、例えばコミュニティ単位とか、捉え方もいろいろあると思うんですが、現在どういうふうな地域の割り振りを検討されているのかをお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

国の想定では1層から第3層ということで設定がされております。本町におきましては、第1層を市町村単位ということで、この支え合い「ながよ」推進協議体ということで町で設置したいと考えております。2層につきましては、構成メンバーにおりますけれども、コミュニティ単位ということで今のところ想定をいたしまして、第3層というのはもう地域の自治会内に限らず地域で活躍され、支え合いを実行されてる方ということで、3層という部分まで含めて想定を行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっともう少し理解を深めたいと思うんですけれども、国としては1層から3層まで考えていて、先程の御説明ですと長与町としては1層でやろうというふうに考えているということだったのか、長与町としても、1層、2層、3層まで含めて計画を今後作っていくのか、それとも長与町としては長与町を1つの地域と捉えてやっていくという御説明だったのか、もう一度御説明いただけないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

国の説明でいけば、第3層というのが地域実践部隊というふうになります。2層とい

うのが中学校区、通常、生活支援区域ということで包括がある所ということで、第1層が市町村単位ということになります。本町の場合は包括が1つということで、1層については市町村単位、2層がコミュニティ単位ということで考えております。3層というのはあくまでも区分ということで、実際に自治会なり、その地域なりで実際に行っている人を3層というふうに位置づけております。今回協議するに当たっては、3層で実際活躍されている人の情報を2層でコミュニティ単位で情報を共有を図ると、今度はコミュニティ単位の構成の方から住民代表ということで意見なり、課題なりを集約する場を第1層ということで市町村単位で考えておりますので会議自体は1層で行いますけども、それぞれ会議というのは、それぞれの地域でまた詳細に課題を話し合っていたということで、その話し合った課題を町として幅広く意見を集約するという形になります。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに質疑はありませんか。

分部委員。

**○委員（分部和弘委員）**

それぞれ規則の中で連携やら情報の共有というようなことを謳われてますけども、最近で言えば要避難者支援等ありますよね。また今回この介護の関係で出てきたと。それぞれ、それは多分一体となってやっていかないと、連携、情報の共有という部分では強化されないのかなというふうに思いますけども、別々になっている組織は、その垣根を越えて情報の共有というものはできるものなのか、できないものなのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

辻田課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

実際に地域の見守りにつきましては福祉課ということで、地域で行われてるボランティアも含めて各所管が庁舎内で分散しております。今回、4条の組織の中で、町関係職員ということで各部署の縦割りを無くすという方向で総合的に連携をすると国が方針を打ち出しておりますので、いろんな住民に対して各所管で行っている部分も横の連携を取りながら行っていくというふうに考えております。

**○委員長（岩永政則委員）**

分部委員。

**○委員（分部和弘委員）**

それぞれ連携を取っていくということなんですけども、いざ末端まで落とした場合、地域地域それぞれの住民に落ちた場合、結局私達はこれだけやればよかと、もう1人はこれだけやればよかと、結局やることは同じ部分が出てくるのかなというふうに思うんですよ。そういったときに地域の皆さんが混乱せんとかなというのがちょっと懸念されるんですけども、そこら辺はしっかり説明していかんといかん部分があるのかなという

ふうに思いますけども、どうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回セミナーを開いたあとに各検討委員会ということじゃないんですけれども、作業部会という形で協議の場をもたせていただいている中で、そういった課題が出ております。そういった部分を含めて今後どうしていくのかということで、地域づくりの観点からも関連が出てきますので、介護だけを捉えれば住民の連携と支え合いというふうになってくるかと思うんですけれども、それ以外の課題についても十分共有を図っていく必要があるということで、コアメンバーの意見の中では統一が図られている部分もございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

課長の説明では12人のメンバーで発足をするような話があったと思うんですが、この協議体というのがいわゆる支え合い、これで1番重要な、要するに旗振り役になるんだらうと思うんですよね。今、コアメンバー、地域代表みたいなことで言われたと、ちょっとメモしとったんですが、この12人でずっと準備をしてきたと、だからこのメンバーでスタートをしたいということなのか、もう一度聞かせてください。

○委員長（岩永政則委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの組織の構成として先程の12名、それから町の方で昨年度より設置しております生活支援コーディネーターがおります。それから町関係職員としまして、関係する福祉課、地域安全課等の職員を入れる。そして20人以内をもって組織する予定となっております。先程課長の方から5番の住民代表者が12名に当たるというふうに申しましたが、今現在その12名のコアメンバーという方達がコミュニティの関係で動いてらっしゃる方、それから自治会関係の方もいらっしゃいますし、民生児童委員の方もいらっしゃいます。それからサロンの代表者の方もいらっしゃいます。何かしら現在書いてあります委員の構成の4条の2から6までに当たる方達となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この3条の1から6までの方達が、この12人の中には含まれておるといふことの説明でした。国の方針としては当初から全ての構成メンバーを揃えて発足する必要はないんだといふことの説明がありましたし、私もそれはそれでいいと思うんですが、国の方

針どおりまずは12名でスタートし、それからそういう協議体の話し合いの中で必要に応じてまた追加をしていくと、最終的にはそれが20名以内でという考え方であるんですが、できるならば事前に十分準備をした上で当初からスタートをします。走ってみてから考えようということも大事だと思うんですが、走る前にやっぱりびしっと準備をして走っていくということも大事だと思うんですが、そこら辺は考えなかったんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

推進協議体については全員、20名想定でスタートすべきではないかという御意見なんですけれども、セミナー後、随時この12名の方で話を進めていくうちに、どうしてもこの分野の委員が欲しいといった場合に随時加入していただくということで、まずは各代表者、このメンバーでまずはスタートして、その後、会の活動、PRとか含めて、随時活動をしながら徐々に20名にしていきたいと、そういった意見が出ましたので、町としても会の意見を尊重して最初はこのスタイルでいこうと、国の指導もありましたので、こういったスタイルでいこうかなということで、今回まずは立ち上げるということが先ではないかということで、このような方向に考えております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この条例案の中で20人以内となっているんですが、これは例えばこのくらいの人口規模であれば20人ぐらいとか、何か法で縛りがあるのか、それとも町で判断した数字なのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

国では特に何名という指定はございませんけれども、各市町村で人数につきましては、1桁の所から多い所で50名近くという部分もございます。今回、長与町につきましては、ほかの在宅医療の委員等も含めて20名程度が妥当ではないかということで20名以内というふうに設定しております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今現在、長与町には各学校単位でコミュニティがありますよね。コミュニティの中でおそらく民生委員とかもほとんど入っておられて、もう既に高齢者の老人会も入ってますよね。ですから単独で暮らしていらっしゃる高齢者の状況とかを把握を一定して、そして情報共有もされているので、この所掌事務を読むと、もう既にコミュニティがして



いるようなことと余り変わらないなというふうに思って、そうであれば、また敢えて作って仕事がかんどん増えていく。これと同じ役割をコミュニティが既にされているというふうに考えれば、新たに作る必要性というのがどうなのかなという気もするんですが、やはりコミュニティとはまた役割が違うものなのか、この辺りはコミュニティでこの役割を担ってもらおうということは考えられなかったのか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

コミュニティにつきましては、昨年コミュニティの会合の場でセミナーを開く前の段階で趣旨を御説明させていただいたんですけども、なかなかコミュニティで取り組むのは難しいということで話っております。また、コミュニティ以外の部分で、例えば民間企業とか、介護サービスを行っているものとか、ボランティア団体等の参加も考えておりますので、そういった部分を含めるとコミュニティだけというのは少し、この支え合いを行うという部分でいけばちょっと困難ではないかと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この支え合い「ながよ」推進協議体を設置することで、地域からというか、行政だけじゃなく、介護サービスだけじゃなくということで、いろんな方の意見を聞きながら地域でということだと思んですけど、最終的にはどういったことを目標に、簡単に言えば何を目標としてこの協議体を、国からの指導というのは分かるんですけども、介護保険のですね。どういうことを例えば具体的に、方向性みたいのが分かれば教えてもらいたいんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この分につきましては、今後介護サービスに係る部分の需要が多くなるということで、主点的にはその分の補完という形になります。国が目指すものということであれば、今現在、地域支援事業で行われています通所デイサービスといった部分と、ヘルパーの利用ということで大きく2点が地域支援事業に移行されたわけなんですけれども、その中でデイサービスに代わるもの、サロンだったり、地域の方の居場所づくりとかそういった部分、それとヘルパーの利用でしたらワンコインサービスとか、介護サービスを使わずに済むような、住民で十分対応できるサービスを地域の支え合いで行っていこうと。当然、費用も発生する部分もございますので、そういった部分をこの協議体の中で実際にサービスの開発をできないものかという研究がここでされるという部分になります。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

それでは自治会で、私の所はしてませんがサロンとかを立ち上げてらっしゃる所も多くあると思うんですね。今のサロンの意義じゃなくて、またもう少し小さなどうか、お年寄りの居場所、少しお元気でえられるけれども、だんだんお歳を召していかれて、そういう大きな所には行けないけれども近くの慣れた所だったという、とにかく介護予防になるようなことも含めて、そういうことも介護サービスの事業所じゃなくて地域でやってもらいたいというような趣旨というふうに理解してよろしいですか。

○委員長（岩永政則委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

そのとおりです。それでちょっと補足と言いますか、今までの経過なんですけど、コアメンバーということで今年度12名でスタートしたいということでしたが、実は今年度に入って少しずつ入れ代わって最終的に12名になった状況となっております。最初6月に前年度セミナーに参加された方の代表として10名、そしてその方達から御紹介いただいた方10名の20名での集まりをもったんですが、その中には1層から3層までの方達が混在しておりまして、なかなかこう前に進まない状況でした。その中で新しい方が加わったり、ちょっと内容的に合わないという方もいらっしゃって、途中8月に1度作業部会、一旦終了して、また編成し直したりというようなことを繰り返して最後の12名の方の1層立ち上げということがやっときぎつけられた状況です。それで本当に一緒にコアメンバーと話し合いを進めながら分かってきたことというのが、長与町内には、もう既に活動されている方達がたくさんいらっしゃって、サロンというのが現在町内に19か所立ち上がっております。次年度また数か所増える予定でもあります。そして見守りというのが恐らく12か所だったかと思います。それから老人クラブもあります。配食サービスもあります。たくさん既に活動されている状況です。しかし皆さん方ちょっとお話を聞いたところ、なかなか横の繋がりが無いという状況で、横の繋がりができることによって、まだ私達も想像できないようないろんなサービスに繋がったり、それぞれの活動の強化に繋がっていくと考えております。それを考えたときに、やはり町全体であるとなかなか難しい。長与町内狭いとは言えど、とても地域性というのが大きいと思います。コミュニティというのはあくまでも区域としてのコミュニティです。ですから現在のコミュニティにまたこの仕事をお願いしますというのではなくて、あくまでもコミュニティの範囲内でのサロンであったり、見守りであったり、いろんな活動をされている方達の代表者というのを大体2層というふうに考えておりますので、そういった方たちが3層の実動部隊の方達の声を集約して、そしてまた1層の方に反映させて、1層の方からまた2層に提言していただいたり、町へ提言していただいたりとい

う形で、新たなサービスを創出したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

概ね分かりました。最後にこの年度中、これ立ち上げるということですので、そうなる  
とどれぐらいの頻度でこの会議と言いますか、それを想定してらっしゃいますか。

○委員長（岩永政則委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

年明けに1層の方の立ち上げを行いながら、2層というのも実はもう準備を始めてお  
りまして、各地域のサロンにお邪魔させていただいて町がこれからやろうとしているこ  
との説明と皆さんの御意見をお聞きし始めている状況です。そして、1月の1層の立ち  
上げによって今後の2層の準備も同時に進行しておりますので、2月、3月までに2層  
のメンバーを固め、次年度4月、5月ぐらいに2層を立ち上げたいというふうに思っ  
ております。次年度は1、2か月に1回はこの支え合い「ながよ」推進協議体の会議をも  
ちたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先程から1層、2層、3層とか自衛隊の肩書きかなと思ったらそうじゃなくて、非常  
に専門用語が出てまいります。例えば規則の中でも第3条の第1号「地域資源の見える  
化」、支え合い「ながよ」の地域資源とはどういうものかなと、非常に分かりにくい、  
初めて聞く我々にとって分かりにくい、ネットで若干調べてきてますけども、これをい  
ろいろ説明をしていくときには、これから作り立てていくという部分についてやっぱり  
分かりやすい資料を作るというのは大事だと思うんです。中村参事の説明の中でサロ  
ンとの連携とかそういったものも言われましたけれども、国の方針としても既に類似の目  
的を持ったネットワークの活用とか、こういったこともはっきり謳ってあるわけですか  
ら是非、コミュニティ協議会に投げかけるということではないということは理解しまし  
たけれども、そういった意味で負担感にならないようなやっぱりネットワークづくり、そ  
のためには既存のそういうものも活用していくというのは非常に大事なことだと思  
うんです。これを実行するに当たっては、もう少し分かりやすい資料とか、説明できる資  
料をやっぱり作ってもらわないと。我々もこの規則は要求しましたけれども、そこ  
まで要求しなかったのも、今さら言ってもしょうがないんですが、そういう意味で  
新しいものを作り立てていく、そのためには、まずスタートして、それからいろん  
な試行錯誤しながら20名のメンバーでやっていくんだということはいくぶん分  
かりましたので、そうい

う資料の準備等も今後していただきたいと思います。よかったら答弁をいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

地域資源の見える化は少しずつ始めておりまして、現在、長与町の地図を拡大したものに、サロンとか見守りとか老人クラブがある所というのをシールを貼って、マッピングというのを進めております。その中でやはり長与の中央地区と高田地区にいろんなサービスというのが固まっているなというところが分かったところです。ですから現在、やはりあんまり無い地域等に力を入れていきたいというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

1点どうしてもお聞きたいことがあるんですけど。この制度は結局ざっくり言ったら、ボランティアで介護の手伝いをしてもらいましょうということだと思うんですね。お金を出してもなかなか介護要員がいない。そういう中でボランティアを募って本当にこの制度が今後続くのかというところを懸念するんですけども、そこに対する行政側としての考え方、国から言われたから進めていくという今段階でしょうけれども、その課題はどういうふうにクリアしていくのかというところの考えはどうなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

介護の問題というのは大きな問題なんですけど、これからは、やはりお世話する側、される側というような区分けではなくて、ちょっと町内で見本と言ったらあれなんですけど目指しているのが、現在、日当野地区に1か所立ち上がっているサロンがあります。そちらの方のコンセプトと言いますか、もうみんなが主役というふうに位置づけられています。だから、参加される方が本当に、お世話役がいて、お世話される人がいてという区分けではなく、例えばお花を教えられる方、料理を教えられる方、いろんな方それぞれが持ち回りで自分の特技を活かしてやっているような所があります。そういった所を目指して、いつの間にか元気になって介護予防に繋がっていたというものを目指していきたいというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですか。

ないようでしたら、ちょっと発言をしますので副委員長と交代をいたします。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

岩永委員。

### ○委員長（岩永政則委員）

先程もちょっと委員から出ておりましたけども、こういう新たな組織を設置する場合には、いろんな狙いとか目的、あるいはそれを達成するためにどういう手段を講じていったらより高まっていくのかという、そういうものが当然あるはずなんです。それが反映をされていくのが条例であり規則であっていくわけです。あるいは要綱とか。今日お配りをいただいた規則がありますけども、これにも書いてありますように、いかに介護サービスを以下の場所で提供していくのかというのが趣旨であるように感じるわけなんですけども、特に組織の面ではこの長与町全体をA層、ソウはどんな書くんやろうななんて言うておりましたけども、1層、2層、3層というのは、この層でしょうねと2人でしゃべりよったんですが、今回は長与町を単位にしましょうと。それでまずは組織をする。私の言いたいのは、組織を第4条で、こういう人達を1から7まで挙げて、そしていろんな人達の力添えを借りていろんな連携を図っていくために、実際の行動は例えば2層、3層でもいいわけですね。ところが全体の1層の中での協議体を構成する場合はこういう方々が大事だろうと、また必要だろうというふうに思います。理解はします。ところが辻田課長からの説明等々からいけば、現在既にいろいろ協議をしてきた12名のメンバーが中心になっていくというそういう話から始まったもんだから、その中で区分けをしていくと、あっちにも関係する、こっちにも関係するという方々を区分けしたような発言がありましたけども、基本的にはこの4条の生活支援コーディネーターから以下、その他町長が必要と認める者、これに該当する人達を選んで、そして委嘱をするんです。まず任命をするんです。たまたまその12名の中にそういう適切な人がおられれば、それはそれでいいじゃないですか。だからやっぱり区分けをちゃんとしてあるんだから、それにどういう人が該当していくのかということで区分けをびしっとしていくべきだということが、特に新たに組織体を、協議会なりつくる場合は大事なんです。その点は考え方変えて行くべきだと。当面は12人で行きましょう、いつそれじゃあ20になるのと。18人で終わるんじゃない、あるいは12人で終わっていくんじゃないですかになってしまうわけです。だからやっぱり20人以内となれば、20人以内が必要だと思うから条例改正をしてあるわけですよ。だからそうであればそれに見合うだけのものをびちっと任命をしていくべきだということを、その辺りは考え方を変えて初心に戻って、もっと謙虚な立場で条例を大事にしていく、あるいはその規則を大事にしていくという姿勢をとっていただきたいと。辻田課長、どうですか。

### ○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

### ○介護保険課長（辻田正行君）

コアメンバーの12人を基本とした12名から20名以内ということで、徐々に増やしていくということで答弁をさせていただきましたけども、この分に含めては当初から協議ができるように十分話し合いをしながら、できるだけ20名以内ということですよ。

で、この区分に従って委員を選出して協議をお願いしていきたいと思っております。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

もう1点だけ、年間何回ぐらい予定されとるんですか。

○委員（分部和弘委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

年度明け4月からは1、2か月に1回の会議をもちたいというふうに思っております。

○委員（分部和弘委員）

今年度の開催も合わせて教えていただければと思います。

中村参事。

○参事（中村宰子君）

今年度は年明けに1回会議をもちたいというふうに思っております。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは65号から討論を行います。

最初に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

40分まで休憩をいたします。

(休憩 10時21分～10時34分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

早速、議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは、議案第67号長与町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

本議案は、特別職の国家公務員及び近隣自治体の議会議員の期末手当における状況を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を特別職の国家公務員と同率に引き上げるために条例を改正するものでございます。第1条は、12月の期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の187.5へ改めることで0.2月分引き上げ、総支給割合を3.35月分とするものでございます。第2条は、平成31年4月以降における期末手当の支給につきまして、6月と12月分の支給割合をそれぞれ100分の167.5に改めるもので、特別職の国家公務員と同様に支給割合を平準化するものでございます。附則といたしましては、第1項及び第2項の規定により、本条例第1条は公布の日から施行、平成30年12月1日から適用するものとし、第2条は、平成31年4月1日から施行することとしております。また、第3項では期末手当の内払いについて定めております。資料といたしまして新旧対照表、それから県内自治体議員における報酬月額等平成30年4月1日現在という資料をお配りしております。こちらの県内自治体議員における報酬月額等の表につきまして、簡単に見方を含めて御説明をさせていただきたいと思っております。こちらが1番左端に自治体名を掲載をしております。この中の番号という14番目に本町を記載をしております。その右隣に順位がございますが、この順位につきましては、人口を議員定数で除した場合に県内での上から5番目の位置にあるということでの見方になります。その右隣に議長、副議長、議員ということで、それぞれの報酬月額等の記載がございますが、議員のところを例にとって話をしたいと思っておりますが、本町の順位といたしましては14番目、この14番というのは年報酬ベースのものでございます。報酬月額、支給割合、乗算というのは加算になります。それから期末手当の額、合計というような記載をしております。この中で支給割合が特別職の国家公務員と同率以上のものが多数でございます。この中で9番、それから本町ですね。19番については県内でもその率を下回っておりますが、9番については今回、特別職の国家公務員と同率に引き上げると聞き取りをしているところでございます。県内では本町と19番の町が2町、特別職の国家公務員の率よりも下回るという状況を踏まえて、同率に改めたいということで今回お願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず議案の第1条で187.5に改めるということで、2条で187.5になったものを6月も12月も合わせて平均して167.5に改めるという提案だと思うんですが、この187.5に今から議論をして決定をされるわけですよ。だからこの現時点では12月に支給する場合の100分の187.5というのは存在していないわけですよ。そういう中で、この2条の提案というのが合わせてできるのかというのが、ちょっと今疑問に思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

本年12月において167.5を187.5へ一度改め、まだ将来の話ですね、それをまた元に戻すということについて、できるのかということですが、本条例の中におきまして、施行期日等を違えることによって、現段階においては12月1日に遡って第1条を適用するということを踏まえてそれは可能です。その次に第2条については、第2条の施行日時点におきましては187.5になっておりますので167.5へ戻すというようなことで、条例のつくり方としては可能でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

仮に前段の1条の187.5が否決されれば2条も否決、1本での提案ですので当然どっちもなんでしょうけど、平均的に167.5にするのは賛成だという人がおっても、これはもう反対になるわけですか。そこは分かりました。議案としても問題ないということですよ。理解をしました。そしたら、今回の提案について、長与町特別職報酬等審議会規則というのがございまして、ここの所掌事務事項の中に、議会の議員報酬の額に関わる条例の変更については、この審議会の意見を聞くということが書いてあるんですが、今回は支給月数ということで、敢えてこの審議会の意見は聞いてなかったということなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員のおっしゃるとおり、今回は審議会を開くことなく提案をさせていただいております。この本会議の中でも部長の方から答弁あったと思いますが、提案に挙げた理由といたしましては、この現在の期末手当というのが民間企業における定率支給分という



ことになります。これを県内のどの自治体も特別職の国家公務員に準じて横並びにしてきているという現状を踏まえて、審査会を経ることなく期末手当を人勸に準じた形でもって、揃えていくというような考えの基で、きております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

従来は特別職ということで、三役、議員、大体同時期に同率というか、引き上げてきた、あるいは改正をしてきた経過があるわけですが、今回議員だけ、やったと。それは提案理由の中で、近隣自治体の議員の期末手当における状況を踏まえてということでは一定の理解はしましたけれども、三役と一緒にという考えはなかったのか、この前、本会議でも若干説明がありましたけれども、もう一度お尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

今回三役の分を引き上げなかったという点につきましては、本会議でも町長の方から答弁あったと思いますけども、行政運営をしていく中で、今のところいろんな状況を考慮して今回は見送ると。三役の方が判断をしたことでございます。この件につきましては私どもが言うことでもございませぬが、町長としては、これ以上のものでもないし、これ以下のものでもないということでございます。御理解をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

職員の立場としては、なかなか答えられないということであれば、町長か副町長か呼んで、できれば意見を聞きたいと思いますが、委員長どうですか。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員から提案がなされましたけれども、言われるように理事者が自分たちは上げないということを職員が云々発言は不可能なことになりますので、今の質問から副町長を出席を求めたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。見解をです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今ちょっと、話がそういう話になつてくるんですが、まずそういうことであれば、今回三役についても上げる余地はあったんだと。だけでもこういう理由で三役は上げなかったんだというふうなところが全然分からんもんですから、そもそも議員の方の手当については近隣と比べて低いから、そこにすり合わせをするために上げるんだと、その理由

があるんでしょうけど、併せて三役の方にもそういう理由があったのかどうかですね。あった中で敢えて上げなかったんだということを言うていただかんと、呼んで説明させるとかという話にはならんと思うんですよ。そこはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います、副町長の出席を求めて今回提案されなかった理由等について説明を求めるといふことで、副町長の出席を求めることに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

出席を求めました鈴木副町長が同席をされましたので、ただいまから担当から聴いておられるというふうに思うんですが、今回の議案第67号に関わることとして、従来はずっと町長、副町長、教育長等の給与改定、報酬改定等がセットで来ておったんだけど、今回は町議会議員だけの提案になっておるといふことから、委員会として副町長の出席を求めて、理事者側が出されなかった理由等について説明を求めるといふ議決をいたしまして出席を求めたところでございますので、ただいまから副町長からその経緯等について、なぜ提案をしなかったのか、その点を含めて説明を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

皆さんおはようございます。町長が本会議でも御答弁いたしましたように、現在置かれてる状況等々を鑑みまして、今回は我々三役は見送ることにしようじゃないかというお話を受けまして、我々としまして町長のお気持ちといふことで三役は見送ることにしましょうと。ただ、議員には何と言いますか、以前、報酬等特別委員会も開いていろいろ議論をなされました。結論は出ませんでしたけども、そういうのを考慮したら、我々は我々の判断で出さないといふことは可能かと思えますけども、議員にはまず提案をせざるを得んだろうと。今まではそういう慣例としてやってきておりましたけども、今回は諸般の事情を考慮してと言いますか、そういうことで見送る判断をしたといふことでございます。その辺につきましては理事者のお考えもありますので、一定我々としましては御了解をいたして、今回は議員の皆様だけの御提案という形をとらせていただいたわけでございます。大体それくらいなことです。

○委員長（岩永政則委員）

どうもありがとうございました。それでは若干質疑を受けていきたいと思いますが。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そこで、我々については置かれている状況を踏まえてというふうに言われました。置かれている状況というのは何を指して言われてるのか、お尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

その辺りは町長のお気持ちもあるんですけども、いろいろ町民の皆様にも御負担かけたんじゃないだろうかとかそういうふうな思いがあらわれて、今回町長は、1つ例を取れば、使用料等々で上げざるを得なかった。我々としましては将来の財政のことを考えて、そういう御理解で議員の皆様にも賛成いただいたりとかいうふうなことがあっておりまして、そういうことなのかなと。私は町長の御意向、諸般の状況、置かれている状況というのは、これは私が勝手にそういうふう理解しただけなんですけども、その詳細までは突っ込んで町長からお聴きしておりませんので、何とも言えません。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津議委員。

○委員（喜々津英世委員）

我々が報酬等の調査特別委員会をつくっていろいろ調査をした中で、副町長、教育長の給料までは調査しませんでしたけれども、町長の調査、議員の調査はしたわけですね。それぞれ首長給与、議員報酬についても本町が県内の町では1番高いというのはあったわけですね。もしその置かれている状況ということで、町長、自分の報酬が高いので今度はそれを基本とする期末手当はもう上げないということであれば、議員も県下では1番高い報酬でありながら議員は上げるということになってくるわけですね。本当に今、来年は改選も控えて選挙前に議員が自分達は期末手当も上げたとげなど、非常にそういう勝手にというふうにとられんとも限らんような状況になってくるわけですね。だから私とすれば基本的なものを上げて欲しいなという思いは、調査特別委員会の中でもそういう発言もしてきたわけですけども、今回議員だけということになると、私としては非常に賛成をしにくいような状況に、逆に議員の立場として追い込まれたというふうには思うんですが、そこら辺については別にそういう配慮というものは、配慮はする必要はないかもしれませんが、そういう考えはなかったのかお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

冒頭、御指摘ありましたように、県下21市町の中で首長の報酬は7、8番目ぐらいですけども、議員は21市町では13、14番目ぐらいですね。そういう点も町長のお気持ちの中にはあったのかなと。首長は7番目か8番目ぐらいで、議員達は13番目か

14番目ぐらいということであれば、本来は今、喜々津委員がおっしゃったように報酬を上げるべきなのかなとは思いましたが、人事院勧告ではありますし、今までが逆に、議員の支給率というのはよその町村よりも低うございました。今回、それも合わせたところで提案をさせていただいております。報酬も低くて支給率も低いとなると、年収ベースでいくと下の方にいくんじゃないかなと。我々三役は県内でも上の方にありますし、その辺はちょっと考慮された面はあったのではなかろうかと思えます。

**○委員長（岩永政則委員）**

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

例えば民間の企業等の例をとれば、我々も農協時代は基本給を上げるというのはかなりやっぱり躊躇をする。その分利益が出たら、年度末に期末賞与という形で上乘せをして職員に支払うという手法を取ってきたわけですね。ですから、今、参考資料としていただいた資料を見ても、議長が現行の3.15で計算しても546万7,000円、時津よりも6万円ばかり年間は高いと。これを上げれば今度は完璧に、また時津も上げるかもしれないけれども、低いにしてもそう飛び抜けて年報酬が高いということにはならないわけですが、今度改正をして3.35になるわけですね。そうしたときにそれで計算して、例えば議長が幾らになる、副議長は幾らになる、議員が幾らになるというのを、私計算をしませんけど、何か計算したやつがあったら教えてください。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

お答えをいたします。今回の上程議案が通ったときの、お願いしたのが議決された話ですが、まず議長、合計ベースで555万2,000円です。次に副議長でございます。461万3,000円、そして議員417万6,000円というような形で8万円から6万円の上昇幅で改正がなされた結果はこうなるということでございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに質疑ありませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

先程この報酬等審議会のお聞きしたんですが、ちょっと聞き忘れたんですが、先程今回、議員報酬の額を動かす話ではないので審議会にかけなかったというようなことで、今回、確かにこの所掌事項を読みますと、議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは意見を聞くというようなことになるとるんですが、今回、私が思うにはこの月数を変えることで、実際の支出額を変える話になるわけなんですけども、こういった場合に、逆にこの審議会に意見を聞くことができないのか、実際今の規則の中で所掌事務に載ってない話ですので、できないのかどうか、その判断はどうされて

いるかをお聞かせください。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かに報酬等審議会に掛けるということにつきましては、議員がおっしゃるように掛けた方がより丁寧に中身の精査ができたことだと思います。ただ今回の上程に至った理由といたしまして、先程申しましたとおり人勧等に準じて定率支給である期末手当を県内並みに揃えると理由でございますので、そこには至らずともということで、今回は判断をして上程したということがございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この審議会に諮ろうと思えば諮れるということなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

諮ることは可能だと思います。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

副町長からの御説明で粗方理解することができました。1つは自分達の分は自分達での一定判断はつくけれども、議員に対して上げる、上げるなという立場ではない。一応議員に対しては提案せざるを得ないというのが、やはり理事者、執行、議会と行政との関わりから言えば、そういうことであとはもう議会で判断してくださいということじゃないかなというふうに理解をいたします。それからもう1点、こういった議案というのは町長が議会に対して提出しているわけですね。その説明としていらっしゃるということで、やっぱり真意が分からないと、なかなか私達もそれを理解した上で可か非かという判断はしないといけないんですが、それで今、副町長の方からおそらくこういうことじゃないかなという御説明はいただいたんですけども、副町長の個人的な想像の域で言ったような感じも受けるもんですから、町長が印鑑もついて提案してるという、町長の真意なりをもう少しお聞きになってると思うんで、もう少し御説明ほかにないのかなど。町民負担が上がっている、使用料の引き上げ等もあってるという御説明だけなんですけど、そのたった1点じゃないんじゃないかなと思うんですが、その辺りをもう少し詳しく御説明をいただいた方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

町長と協議する中において、町長から我々は今回は据え置こうやないかということをおっしゃって、私は一定のそれに対して理解を示して、はい、いいですよということでおっしゃって、これは教育長も一緒です。先程も堤委員がおっしゃったように、いろいろ鑑みまして人勧というものが来ているものですから、これについては一定、今までは議員の改定も出せば三役の改定も出してたんですけども、そこら辺の町長の真意というのは、本会議で答弁されたように現在置かれている状況等々を鑑みてというふうなことでの御判断ということで我々は一定理解しましたけども、堤委員がおっしゃったように、これまでの議会の報酬等特別委員会等々も踏まえて、議員のなり手が少ないということで、喜々津委員がおっしゃったように根本の報酬の方の見直しもしなきゃいけなかったのかなとは思っておりますけども、そういうふうな諸般の事情も考慮してというふうな意味合いで、まあ我々の分を上げなくて議員たちの分を上げてどうこうというつもりは毛頭なかったんですけど、そこまでちょっと配慮がなかったと言われればそれまでかなと思っておりますけども、やっぱりいろいろこう現状を見てということにつきまして、我々がそういうふうな判断して提案を行ったということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

副町長の答弁はやっぱり町長がこう言えば、そうせざるを得ないのかなという思いは理解しております。また、こういうふうな議員だけ上げていただくという考えは本当に嬉しい気持ちの反面、やはり逆に気持ち的には私達だけという気持ちになるもので、その辺が喜ばしい思いする反面、そういう気持ちが、私はと言うか何人かの人はそういう気持ちであられるのではないかなと思っております。普段は三役も一緒にということであれば喜んでという表現は悪いですけども、そういう流れで進んでいくのかなという思いもしますが、その辺がちょっと質問になるか分かりませんが、難しいところかなという思いがしておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今、山口委員がおっしゃられたように、その点につきましては私のちょっと配慮が足りなかったのかなと、町長から言われたから全部聞くのではなくて、今までの慣例でこうですよと言うべきだったのかなと、ちょっと私の配慮が足りなかったかなということ、今こうなってちょっと反省しております。言いますように本当今までは議員、三役、同時に上げてきておったんですが、過去にも確か1回ぐらいは上げなかった、議員も一緒に上げなかったのかな、否決されたとやったですね。そういうふうないろいろあったものですから、ちょっと私の配慮が足りなかったかなという思いで今反省しております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

ないようでしたらもう最後になりますが、私から発言を求めます。

委員長を交代をいたします。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

1点目、もうここは出尽くしたような感じしますけども、今年の3月議会で同じように報酬、費用弁償の条例改正がなされました。3月6日の提案でございましたけども、これはもう議会、町長、副町長、教育長、三者一体で議案を全会一致で可決でした、そういう状況がありました。今回は三役は上げないということのようですが、なぜ今までずっと一緒に上げて、今ちょっと出ましたが議員のものが否決されたら、あとで三役の分は取り下げがあった事例がございました。それ以外はほとんど全部、そのときもそうなんですけど一緒に出して、そして結末が出たということなんです。先程もちょっと出ましたけども議員だけが出たということで、私もこれはどうしてだろうと、おかしいんじゃないのと、議員はもう4月には改選期を迎えておる。非常にこれは判断が間違っと思ったんじゃないだろうかなと提案者がですね。そういう感じをしたんですが、これは提案権は町長にあるわけですから、間違いとか間違いじゃなかったということは私からも余り言えないわけですが、トータルで考えるといかがなものかというような感じをしておるわけです。それで先程の副町長の答弁の中で、町長自らが使用料関係もあったし、そういうふう考えたのではないだろうかという想像の域の中で発言がありましたが、公共施設等の使用料の改定の議決権は議会があるわけです。議会がしたわけです。したがって町長だけの責任ではないわけなんです。議会が議決したから執行できるわけであって、良い悪いは両方とも共有するということは、やっぱり町長自らも理解をしていくべきだと、何ら自分だけが背負って私が悪かったと、これは違うんですね。その辺りはお考えを変えていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。なお今、最後にありましたように人勧であるわけですから、それで住民に理解を必ずや受けられるというふうにも思うわけでございます。それと最後にもう1点は、時津も同じように三役、町長、副町長、教育長の議案を議員と一緒に出されて、それで先週の金曜日にそれぞれ議決がされたという情報を私も受けております。したがって今回うちの場合は改正で3.35になるわけですが、今回の時津は3.4で議決がされた。したがって近隣の云々と提案理由にありますけども、提案理由には値しないというふうには私は思うわけでございます。そういう面から考えまして、今、数点申し上げましたけど、副町長の答弁を最後に求めたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先程も申しましたように、私のちょっと配慮が足りなかったのかなというふうな反省をしております。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっき置かれている状況の中でだったろうと思いますが、使用料の値上げなどで町民にも負担を掛けたということのようでしたけれども、逆にこれは我々が議会として賛成多数であったけれども議会の意思を示したわけですよ。使用料をとるといふ、町民からも徴収するということは。町長が提案をしたけれども決定は我々議会がしたわけですから、そういう意味ではそれを負担を掛けたということであれば、これは我々議員だって同じようなことを考えざるを得んと。だからそこら辺が配慮が足りなかったというのが、私はまさにそういう部分だと思うんですが、それについてはどういうふうに副町長は考えておられますか。

○委員長（岩永政則委員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先程私が答弁した部分は、私が町長のお気持ちを推測して、そういうこともお考えの中に入ってたのかなということで申し上げました。今、御指摘ありましたように提案権はこちらであって議決権は議会側だということはもう重々承知しておったんですけども、ちょっと使用料関係につきましてはこれは私の推測でありまして、町長から直接聞いたわけございませんので、そういうのも含めまして、ちょっと配慮が私が足りなかったのかなということで今反省をしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

副町長に対する質疑はありませんか。

ないようでしたら副町長、御退席をいいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今から自由討議をしていきたいというふうに思いますので、執行部の方は御退席をお願いをしたいと思います。

それでは引き続き自由討議に入っていきたいと思っておりますけども、ちょっと要領等はつきりしたものを持ってきてないんです、手元に無いんですが、前回は総務委員会で自由討議を1回したことがありますね。そういう考え方で、自由討議の実施要領の第3条で、自由討議は本会議において議長、委員会において委員長の発議または委員の動議によって開始するというようになっておりますから、これに基づいて進めていきたいというふ



うに思います。時間は30分以内としておりますから午前中で終了をしていくということにしていきたいというふうに思います。そういうことで挙手をしながらお互い自由討議をしていただきたいと思いますと思いますが、どなたからかありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

今、皆さんが縷々質問をされたわけですけれども、この議案に関しては提案理由と言うか、その真意というのが、町の財政上の状況を考えた部分が町長の側にあったのではないかというところで、となると、議会側が考えることも当然一緒ですので、今のままの理由を考えたらなかなか賛成がしにくいということと、今までの提案の出し方自体、議案の出し方、それとも今回異なっており、もう1点それと、前回3月にこの議案が出されて可決されたことによって住民の方からの批判がかなりあったということで、現在今の状況考えるとすんなりと賛成に至るにはちょっと材料が乏しいかなと、はっきり言わせていただくともう反対せざるを得ない状況なのかなというふうに考えております。

**○委員長（岩永政則委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと自由討議が確か論点を明確化することだったんで、私もちょっと1点解せないというか、先程、副町長との質疑の中でも申し上げたんですけども、本来町長が何らかの意思を示したことを議会としてそれは可か非かを議論しないといけないんですけども、今回、町長が見合わせた理由、町三役の分を見合わせた理由が、置かれている状況という非常に抽象的で漠然とした理由だったんですよ。それについて理由を求めるために副町長を呼んだんですが、副町長からもおそらくこういうことじゃないかなと個人的に推測するというような内容だったので、何となく明確な提案理由というのが分からないままで、ちょっとそこが論点じゃないですけども何となく釈然としない状況が今あるということはちょっと申させていだきたいというふうに思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

先程話したことがちょっと言葉足らずだったんですけども、今回のこの提案についての提案理由というところの根拠というのが、とにかくもう明確ではない。はっきりとしたところが見えていないので、そこをもう少し数字的にでもいいですし、財政状況のどういふところが厳しくてこういうふうな状況だからというところも、形になっていないところが、やはりきちんとした説明というのをいただきたいというふうに考えてます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかにないですか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私も先程述べましたけども、何か今度の理由は取ってつけたような、議員にこういうことを言っていれば、言葉はちょっといい言葉じゃございませんけども、こういう理由づけをつけておればいいんじゃないかという、そんな感じがしてならんとですよね。例えば近隣に合わせるとか、安易にそういうふうな。それでやはり私は議案的には先程も述べましたように私も報酬審議会の委員長をさせてもらっておりまして、上げるのは本当にこう喜ばしいことではありますけども、逆に先程も言ったように、何かこう上げづらいようなそういう形を逆に作っていただいたとかなという感じがしております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

皆さんとそう変わりはないんですけども、副町長の答弁の中で現在の置かれている状況の中でというような話の中で、やはりそれぞれ責任となれば言い換えられない部分もあるかもしれませんが、議案を提出した町の責任、議決した議員の責任というものは、それぞれあろうかというふうに思います。そういった中で、普通言われてる議会と町は車の両輪だというような想像をされてますけども、そういった意味では、今回、議員だけしか出てないとなれば両輪になっていけない、進めない町政になってくるのかなと思います。そういった中でそれぞれの責任を逆に明確に打ち出していただければ、すんなり行くのかなというふうに思うんですけども、そういったところを感じております。

○委員長（岩永政則委員）

自分の感じたり、論点辺りをちょっと整理をしてみたらいいなと思うんですが。  
中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今回、議員だけが提案されたというところで、その置かれた状況という意味がやはり町長の真意がはっきり町長からちょっと抽象的な表現でもあるということと、町の財政が厳しいことは私達も重々承知をしているところですので、近隣の自治体に比べれば確かに低いと思うんですけども、ただ、この議員だけの議案というふうに出されればちょっともう賛成しかねるかなというところが正直なところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回議員だけということと、いつも三役は合わせてやってるんだというような話もあるんですが、その時々で議員だけの場合もあるでしょうし、三役だけの場合も事情によってはあるのかなと思う中で、特段みんなで渡れば怖くない的な発想は持っておらんのですけども、ただ、先程から聞いております報酬等審議会ですね、ここが第三者機関でここの意見が入ってくれば非常にこの採決に参加をしやすいというようには思ってお

るわけです。今回の提案は、町長が議員の支給額を上げましょうという提案なんですね。それについて、当事者であるあなた方が決めてくださいよという話なんで、なかなかそこについて、はいはい上げましょう、というわけにもやりにくいなあというのは、私もそこはこの議案が出たときからちょっとこう思ってたもので、この審議会を1本通していただければ、当然第三者の意見を聴いた中での提案にしていいただければ、第三者の意見も反映されてるんだというところで、その賛成の行動の方の採決能力はあることはできるのかなという感じをしとったんですけども、私はそういう考えを持っております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私もさっきからちょっと言っとるんですが、近隣自治体の状況とかいうことであれば、確かに期末手当は低いですよと、しかし、今度は逆の立場で報酬は高いです。これと言っとると同じことになるわけですよ。だからそういった意味が1つ。それともう1つは、副町長が町長に付度してか、推測して分かりませんが、そういうことじゃないかなというそういう言い方で逃げたわけです、私に言わせれば。そういうばかなことはない。町長、副町長はびしっとした、特に副町長は事務方の責任者として提案に至る理由というのは分かるとるわけですから、今日のあの立場で行くと全く意味不明、私たちは意味不明、私はやっぱり我々が調査をした議員報酬の特別委員会の調査の内容というのは分かっているわけですから、そういう部分も踏まえて根本的に議員報酬の見直しをひっくるめて、浦川委員が言われた報酬等審議会、ここに掛けるというのはどうかとは思いますが、やっぱりそういう意味では従来からやってきた三役と議員報酬は特別職ということで一緒にやってきたわけですけども、それが今回全く分離されて提案をされた。しかも議員は、今度改選があるわけですよ。選挙前に自分達の期末手当を上げたとげなど、あらぬ噂を流される。やっぱりこういったことも考えていくと非常にタイミング的に議員の立場を余り考慮してない、私は提案であったろうというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。もう私、敢えて発言はいたしませんので、大体考え方は同じようで、職員に聞くのはいかなものかということで副町長を呼んだけども、副町長も諸般の事情とかいう訳が分からんようなこともあるということと、やっぱり議員だけが突出して、議員だけが例えば可決をされると批判の矢面に立たされざるを得ないような状況にもなりかねないとか、そういうこともあろうし、問題は町長、副町長、云々が提案されなかった理由そのものが非常に不明確だということは言えるわけですね。そういうことで従来どおり、もう1回言いますが、従来も議員だけが出たというのは私も3期おりますが1回もありませんでした。過去、役所におりましたが、そういう記憶は一切無いような感じがします。浦川議員も一緒だろうと思いますけども、そういうことも大体意見は一

緒のようでございますので、これでほかにはないようでしたら自由討議はこれで打ち切りまして、休憩に入っていきたいというふうに思いますが、いいでしょうか。

それでは1時15分まで休憩をいたします。

(休憩 11時49分～13時11分)

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。今回の議案は、議員の期末手当を実質的に引き上げる議案となっておりますけれども、議案の審査の中で提案理由を確認をいたしましたけれども、内容について抽象的な説明に終始して、十分その真意について理解をいたすことができませんでした。それから町長などの三役の議案も通常ですと同時に提出されてきているというのがこれまでの例でありますけれども、今回は置かれている状況を考慮し提出をしなかったという御説明がありました。私も今の置かれている状況、そういった点を考慮すると、今回の議案になかなか賛同しかねる状況ではございませんので、本議案に反対をいたします。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数。

したがって本案は否決されました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは引き続き議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。平成30年8月10日の人事院勧告におきまして、民間企業との格差を埋めるために初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度、その他はそれぞれ400円程度の改定を基本とする奉給表の水準を平均0.2%引き上げる勧告がなされております。まず第1条でございますが、第15条第1項の改正では宿日直手当の金額を4,200円から4,400円に改めることとしております。第18条第2項第1号の改正では、再任用を除く一般職の勤勉手当を0.05月分引き上げるもの、同じく第2号の改正では、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるものでございます。これにより期末及び勤勉手当の総支給割合は、再任用を除く一般職は4.45月、再任用職員は2.35月となります。次の別表第1の改正は、給料月額を改定するものでございます。次に第2条でございますが、第2条は、平成31年4月1日施行分で、第17条第2項では再任用を除く一般職の期末手当について、同じく第3項では再任用職員の期末手当について、6月と12月の支給割合を平準化するものでございます。また第18条第2項第1号では、再任用を除く一般職の勤勉手当について、同じく第2号では再任用職員の勤勉手当について、6月と12月の支給割合を平準化するものでございます。次に附則といたしまして、第1項及び第2項におきまして本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成30年4月1日から適用することとし、第2条の規定は平成31年4月1日から適用することとしております。附則第3項におきましては、給与の内払いについて定めております。なお、資料といたしまして新旧対照表を提出をしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けます。質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

本会議の中での提案理由の説明をされたときに、質疑で下がる部分もあるのかっていうことについて、御説明されたんですけども、その部分が正確じゃないような話もちよっと小耳に挟んだんですが、その辺りを再度御説明をお願いできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

失礼いたしました。本会議の中で河野議員の方から御質問がありました今回の引き上げの改定に関するもので下がるものが一部あるのかという質問に、私の方が下がるものもあるというような御答弁を差し上げました。この点について結論を言いますと下がる

ものはございません。全部が引き上げになります。本会議の中で答弁誤っておりまして、この件については議員それから議会事務局の方にこの訂正の方法等を今協議をお願いしておりますので、また後程これにつきましては、そういった場所で訂正をすることになると思います。以上でございます。失礼いたしました。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も本会議のときの質疑の確認程度なんですけれども、4,200円を4,400円というところが、宿直、日直の制度が残っているためということでしたけれども、多分今後もシルバーに当直をお願いしている以上、制度的には残ってるかもしれないけど、実際にはもう無いと思うんですよね。でも何かあるごとにこういうふうに改正をしないといけないということになると、その部分を外してもいいんじゃないのかなというふうな感じもするんですけど、これは何か条例上決まってることなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かに議員おっしゃるとおり現在の運用というのは、こちらの宿日直手当はシルバー人材センターの方に守衛室の業務委託しておりますので、運用してないところです。ただ、この宿日直手当といいますのが国の制度上存在しておりますので、今後また考え方が変わり、こういった手当を出して職員の方で宿日直をさせるというようなことも将来的に無いとは言えません。そういった考えの下、制度としても存在しておりますので、残しつつ改正を行っていくというような考え方でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。いいですか。質疑いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れ様でした。35分まで休憩します。

（休憩 13時23分～13時32分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

議案第69号字の区域の変更についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

初めに、この議案につきましては、区画整理に伴い行うものでございますので、都市計画課長に同席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。それでは議案第69号字の区域の変更について提案理由の御説明を申し上げます。現在吉無田郷の一部で施行されております池山土地区画整理事業、これは組合施行でございますが、吉無田郷の字山下、字的場、字江下、字珍シ川の合計4つの字に渡り、広さ約3.4ヘクタールの規模で実施をされているところでございます。内容といたしましては、変更調書及び区域明細図のとおり区画整理地内の字的場、字江下、字珍シ川を全て字山下の方に編入をするというものでございます。字の区域の変更が必要になりますので、地方自治法第260条第1項の規定により提案をするものでございます。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を受けます。質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

必要となったので提案を上げられておるんですが、必要とする理由をもう少し詳しく、必要とする理由ですね。変えんばならん、そのままできんのかっていうところの理由をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

これは今現在、山下側に住宅地がちょっと張りついているというような状況でございます。それに合わせたいというものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここは新たな土地区画整理ですので、新たに換地処分において地番設定をするわけですね。これ吉無田郷の何々にするのか、池山の何丁目とかされるのか、そこら辺分かりませんが、そこできちんとこの地番設定をする段取りになると思うんですが、その前に区画整理事業の施行によりってことで、これを一旦山下に全部変えんば理由は何でしょうかというのをお聞きをしております。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

これが換地処分が33年7月1日ということをお聞きしておるところでございまして、

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

代わってお答えします。今回の字の区域変更の件なんです、地方自治法260条の3項ですね。「第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示により効力を生ずる。」というところの政令で特別の定めをする場合に該当します。その政令というのが、自治法施行令の179条なんです、そこに書いてあるのが「土地区画整理法による土地区画整理事業についてするものの効力は、換地処分の公告があった日の翌日から効力を生じる。」ということになっております。ですので、一旦山下にしたあとで変えるというのではなくて、池山の区画整理事業区域内がすべて山下という字になるというような字の区域の変更になります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうすると、のちのちこれは当然こういう大きな地番じゃなくて、例えば宅地の小分けされた宅地の地番とか、公園の地番とかいろいろ出てくると思うんですが、山下に全部しといて改めてもう1回地番設定をされるということですか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

先程、換地処分の日にちが先程入っております、平成33年7月1日というふうな発言がございましたが、これは事業完了が平成33年6月末でございまして、したがって換地処分につきましては、今現在予定は32年4月ぐらいだろうということで、換地処分の予定は32年頭を現在予定をしてるところでございまして。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この民間の区画整理地については、どこも後々に地番設定の時に何かしやれた名前を付けられんだろうとか、そういうことで北陽台も1丁目とか確か付いてるんですかね。まなび野もそういうことでまなび野1丁目、2丁目、3丁目とか、そういう地番設定が行われたわけですが、ここは早々と吉無田郷でいくということは決まったんですか。吉無田、字はこの別にして。吉無田郷のまさか山下1丁目とかっていうことは決まって



ないんでしょう。そこら辺までもうなんか大体決まっておるんですか。ここでもう既に山下にするってことは。

○委員長（岩永政則委員）

日名子都市計画課長

○都市計画課長（日名子達也君）

今現在、山下に全部入れるということでお話をさせてもらっておりますが、現在、池山の区画整理につきましては、戸数的に96戸ということで今現在計画をしております。したがって長崎地方法務局の方とも調整をいたしまして、委員おっしゃるとおり何か新しい字であるとか、そういったことではなくて、住居が分かりやすいようにということで山下ということで1つの字にさせていただきまして、先程委員が申し上げたとおりあとから地番については、元番の方をつけさせていただければなというふうに考えています。現在山下の方には1,411番から1,455番まで地番がございます。それとこの山下の中に長与駅周辺土地区画整理事業の地番、2,056番から2,062番までの地番も入っております。したがって、1,400番台と2,000番台、2つ入っておりますので、ゆくゆくは長与駅周辺のあとの地番をつけるか、それともその山下の欠番の方を取るかは今後、法務局の方とも調整をしていきながら分かりやすい地番という形をお願いをできればなというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら、ここについては長与町吉無田郷何番地なんとかということでの設定をされるということで決まってるということですね。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

今現在、法務局とはその方向でお話をさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

まずお尋ねをいたしますけれども、この変更調書のところに次の表の右欄に掲げる土地並びにその土地の隣接介在する道をとということで、道があればそれも変更するということでしょうか、水路いわゆる公有地か、個人の所有じゃないもの、これが多分あるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてどういうふうになっているのかお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

お答えします。委員おっしゃられるように、通常であればここに水路及び道という形になろうかと思えます。ただ今回この区画整理区域内には、いわゆる青溝と言われるような水路、用悪水路はございませんでしたので、道という形にさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにはないですか。

それでは、質疑をこれで終了いたします。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号字の区域の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

これで本日の総務文教常任委員会は散会といたします。

お疲れさまでした。

（散会 14時16分）